

京都市立洛水中学校 部活動運営方針

1 部活動のねらい

生徒が様々なスポーツや文化等を通して、自主的、自発的に活動する中で、個性を伸長し、集団生活の中での自主性や積極性を育み、学校生活をより充実したものにするとともに、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2 位置づけ

部活動は学校教育活動の一環として行い、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や様々な場での積極性・自主性及び、責任感・連帯感を育む場とする。

3 部の成立

- ① 意欲的に活動しようとする生徒がいる。
 - ② 顧問となる教職員がいる。
 - ③ 活動場所が確保されている。
- ア ①～③の条件を満たし、継続性がある程度見込まれた場合、同好会として、活動ができる。
- イ 同好会で半年間活動実績を積み、職員会議で認められた場合、部として承認される。なお、その場合はその年度の部予算の配分はない。

4 部員

入部は自由意志により、一人1部とし、3年間続けることを原則とする。

5 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

(3) 完全下校

夏・冬時間の規定に従って下記のとおりとする。ただし、長期休業期間中は、下記に関わらず9時00分から活動可とし、完全下校は17時00分とする。

- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| ① 夏時間（3月～9月） | 17時15分まで活動可 | 17時30分完全下校 |
| ② 冬時間（11月～1月） | 16時30分まで活動可 | 16時45分完全下校 |
| ③ 移行期（10月、2月） | 17時00分まで活動可 | 17時15分完全下校 |

(4) 休養日

- ① 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。休養日の曜日については、各部の規定により定める。
- ② 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止・停止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間（ただし、試験最終日は除く）。
- ② 入学式・卒業式・学校祭の日。
- ③ 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。

(6) 活動計画

各部活動で各月ごとの活動計画を顧問が作成し、生徒・保護者に配布する。

(7) 部費等

- ① 部費については、年間の部活動費は予算内でまかぬもので、原則としては認めない。ただし、保護者の承認を得て徴収してもよい。
- ② 徴収する部費の上限は、月500円を原則とする。
(500円を越える場合は顧問会・保護者会の承認を得る。)
- ③ 年度末に決算報告を行い、部員および保護者へ確実に連絡をする。